

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	島原振興局	管理部 総務課	H21.4.1	燃料(単価契約)	・ガソリン111円 ・軽油 101円 ・灯油 58円 ・A重油 57円 (税別)	島原市下川尻町69 長崎県石油協同組合島原支部 支部長 馬渡迪裕	当振興局は保健部・農林水産部を含め公用車の拠点が4カ所に分散している。効率的な給油を行うためには、最低限、各公用車の拠点の近隣に給油所が必要不可欠である。管内には、条件を満たす複数の給油所を持つ事業所が存在していないため、管内各所に組合加盟給油所があり、警察、市等との契約実績が豊富で信頼性が高い長崎県石油協同組合島原支部と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
2	島原振興局	管理部 総務課	H21.4.1	青写真焼付 (単価契約)	青写真焼付 ・ A 3 20円 ・ A 2 36円 ・ A 1 61円 ・ A 0 129円 ・ A 0 A 2 169円 ・ A 0 A 1 190円 ・ 2 A 0 258円 ・ 2 A 0 A 1 319円 折り方 ・ A 1 10円 ・ A 0 30円 P P C コピー ・ A 2 150円 ・ A 1 300円 ・ A 0 500円 ・ A 0 A 2 650円 ・ A 0 A 1 800円 ・ 2 A 0 1000円 ・ 2 A 0 A 1 1300円 シャットフィルム ・ A 3 600円 ・ A 2 900円 ・ A 1 1800円 ・ A 0 3600円 ・ A 0 A 2 4500円 ・ A 0 A 1 5400円	島原市新湊2丁目丙1713-23 (有)事務機の島原エビス 代表取締役 大矢保考	当該契約は、青写真焼付等の集配や納品を迅速かつ正確に行う必要があることから島原振興局周辺に事務所がある専門業者に限定される。島原市内及び管内に青写真焼付を行っている業者は(有)事務機の島原エビスだけであるので、当該業者と随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項	
				カラーコピー · A 2 2000円 · A 1 4000円 · A 0 8000円 カラーコピー縮小 · A 1 - A 3 2500円 · A 0 - A 3 5000円 P P C 縮小 · A 1 - A 3 500円 · A 0 - A 3 900円 P P C 縮小(シャット) · A 1 - A 3 600円 · A 0 - A 3 1100円 カラーデータ出力 · A 2 1000円 · A 1 1700円 · A 0 3500円 · A 0 A 2 4200円 · A 0 A 1 5200円 モノクロデータ出力 · A 2 200円 · A 1 400円 · A 0 600円 · A 0 A 2 800円 · A 0 A 1 1000円 · 2 A 0 1200円 · 2 A 0 A 1 1300円 (税別)					
3	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H21.5.1	三会原第2地区換地 計画等事務委託	5,242,000	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号	

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H21.5.7	古江地区換地計画等 事務委託	7,736,000	雲仙市瑞穂町西郷辛1060 西郷土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
5	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H21.5.11	原山地区換地計画等 事務委託	3,384,000	南島原市北有馬町戊2749 原山土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
6	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H21.5.20	原尾地区換地計画等 事務委託	1,345,000	南島原市有家町大苑12 原尾土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
7	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H21.5.29	布津北部地区換地計 画等事務委託	9,014,000	南島原市布津町乙1663-1 布津北部土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H21.5.29	布津東部地区換地計 画等事務委託	3,281,000	南島原市布津町乙1663-1 布津北部土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
9	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H21.5.29	大苑地区換地計画等 事務委託	8,120,000	南島原市有家町大苑12 大苑土地改良区	土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特別にその設立を認められており、換地計画等事務を行うにあたり、受益者の事情に精通している。さらに、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」において委託先として認められている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
10	島原振興局	農林部 農村整備課	H21.4.30	古江地区埋蔵文化財 発掘調査委託	12,328,000	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するもの」とされており、当契約における相手方は、雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
11	島原振興局	農林部 農村整備課	H21.5.1	原尾地区埋蔵文化財 発掘調査委託	19,000,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するもの」とされており、当契約における相手方は、雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	島原振興局	農林部 農村整備課	H21.5.20	布津東部地区埋蔵文化財発掘調査委託	1,900,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するもの」とされており、当契約における相手方は、雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
13	島原振興局	農林部 農村整備課	H21.5.26	大苑地区埋蔵文化財発掘調査委託	3,800,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するもの」とされており、当契約における相手方は、雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
14	島原振興局	農林部 農村整備課	H21.9.14	加津佐西部地区出来高設計業務委託	3,360,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会	・県土連のシステムを用いる必要性 長崎県が採用する基盤計画高算定法「加重平均法」をベースとして、運土計画に必要な一連の土量計算を高精度でシステム化したものは、現在のところ県土連が保有する「傾斜補正版土量計算システム」以外に実証したものがない。 ・現状では、長崎県が採用する積算基準と同じシステムを保有する者は県土連のみである。(他県及び他県土連は保有するが、受託者とはならない。) ・コンサルタントに必要なシステム開発費を含めて発注することの是非 土量計算業務、積算システム開発費をコンサルタントに発注するためには、システムを使用するための費用(システム開発費)を計上する必要があるが、これについては以下の3つの問題がある。 相当の費用を加算する必要があり、経済的に著しく劣る。 本来必要な土量計算業務、出来高設計業務に先立ち、システム開発のための工期を相当期間必要とし、実務への時間的制約が大きい。 開発したシステムを効率的に検証するためには、実証されている県土連のシステムによる結果照合が現実的であり、別途県土連への業務依頼が生じる。以上のことから、県土連以外への業務委託は困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	島原振興局	農林部 農村整備課	H21.9.14	原尾地区区画整理実施設計業務委託	3,990,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会	・県土連の立場 県土連は、会員(市町村、土地改良区)が行う土地改良事業への技術的な指導、援助、また県が行う土地改良事業に対する協力を行うことが土地改良法により規定されている組織であり、まさしく土地改良事業における技術業務を行うべく、そのための体制と能力を有する組織である。 ・本業務の特質 本業務は、受益農地の区画整理実施設計を行うものであり、別途委託される換地業務と連動して、換地委員会の決定事項に基づき業務を進める必要がある。このことから、本地区換地業務に携わる県土連以外が実施することは、受託者の裁量を制限し、受託業務実行予算の計画的執行を困難とするものであり、また成果の正確性も担保できない恐れがある。 以上のことから、県土連以外への業務委託は困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
16	島原振興局	農林部 農村整備課	H21.11.20	山田原地区農道台帳作成業務委託	1,890,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会	整備された農道については、農道台帳による管理を前提に、交付税措置が行われることになっている。また、土地改良施設管理に関わる調査などは、正確にかつ長期的、持続的に管理更新するためには、作成及び管理の一連の業務を一貫した体制の下に統一的に実施することが重要である。そのため、業務上取得した情報等を長期間管理を行うことが求められる。以上により、県土連以外への業務委託は困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
17	島原振興局	建設部 管理課	H21.4.1	小浜港及び多比良港 緑地管理業務委託	2,169,300	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	港湾管理者には、港湾の適正な維持管理を行う責務があり、通常予想される危険防止措置や、施設の設置又は管理の瑕疵による事故を防ぎ安全確保を図る必要がある。小浜港及び多比良港の管理事務は、長崎県の事務処理の特例に関する条例等により、雲仙市が知事の権限に属する事務の一部を行っていることから、当該緑地管理についても、同市において一体的に行なったほうがよいと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	島原振興局	建設部 用地課	H21.4.1	一般国道251号(愛野森山バイパス)道路改良工事 用地取得事務業務委託	3,714,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井健	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社は、公共用地取得業務等を目的とした県の全額出資による特別法人であり、県が行うべき用地取得業務を代行して行っている。 ・公共用地取得に関し、損失補償基準、用地交渉等の専門的知識を有している。 ・本業務を他業者へ発注することは弁護士法第72条に抵触する。 	第167条の2 第1項 第2号
19	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H21.4.27	一般県道雲仙千々石線道路改良工事(重点監督業務委託)	13,650,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことできるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを行なうことを満足する者であること <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行なうことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行なうことができる条件を備えた者であること 2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを行なうことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行なうことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H21.5.1	平成21年度設計積算 及び工事管理業務委 託	15,272,250	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るために適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことできるのは、下記の事項を全て満たす</p> <p>(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1 . 品確法第15条第1項に該当する以下のこと を満足する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること <p>2 . 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のこと を満足できる者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して 設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 <p>3 . 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協 議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保 有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務な どの倫理が確保された技術者を配置できる者で あること。</p> <p>4 . 県が発注する公共工事の発注関係事務の受 託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係 事務を公正に行うことができる条件を備えた者 であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H21.5.7	設計積算業務委託	10,543,050	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るために適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことできるのは、下記の事項を全て満たす</p> <p>(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1 . 品確法第15条第1項に該当する以下を満足する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること <p>2 . 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下を満足できる者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 <p>3 . 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4 . 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H21.5.26	一般国道251号橋りょう整備工事(重点監督業務委託)	12,390,000	大村市池田二丁目1311-3 財団法人 長崎県建設技術研究センター	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るために適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことできるのは、下記の事項を全て満たす</p> <p>(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1 . 品確法第15条第1項に該当する以下のこと を満足する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること <p>2 . 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のこと を満足できる者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 <p>3 . 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4 . 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H21.7.1	重点監督業務委託	13,545,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るために適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことできるのは、下記の事項を全て満たす</p> <p>(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1 . 品確法第15条第1項に該当する以下を満足する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること <p>2 . 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下を満足できる者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 <p>3 . 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4 . 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H21.7.7	平成21年度設計積算 業務委託	2,034,900	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことできるのは、下記の事項を全て満たす</p> <p>(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1 . 品確法第15条第1項に該当する以下のこと を満足する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること <p>2 . 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のこと を満足できる者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して 設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 <p>3 . 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協 議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保 有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務な どの倫理が確保された技術者を配置できる者で あること。</p> <p>4 . 県が発注する公共工事の発注関係事務の受 託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係 事務を公正に行うことができる条件を備えた者 であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H21.9.1	平成21年度設計積算 業務委託	6,137,250	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るために適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことできるのは、下記の事項を全て満たす</p> <p>(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1 . 品確法第15条第1項に該当する以下のこと を満足する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること <p>2 . 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のこと を満足できる者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して 設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 <p>3 . 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協 議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保 有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務な どの倫理が確保された技術者を配置できる者で あること。</p> <p>4 . 県が発注する公共工事の発注関係事務の受 託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係 事務を公正に行うことができる条件を備えた者 であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	島原振興局	建設部 河港課	H21.9.28	平成21年度設計積算 業務委託	1,395,450	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るために適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことできるのは、下記の事項を全て満たす</p> <p>(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1 . 品確法第15条第1項に該当する以下のこと を満足する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること <p>2 . 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のこと を満足できる者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して 設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 <p>3 . 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協 議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保 有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務な どの倫理が確保された技術者を配置できる者で あること。</p> <p>4 . 県が発注する公共工事の発注関係事務の受 託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係 事務を公正に行うことができる条件を備えた者 であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H22.1.12	平成21年度設計積算 業務委託	3,753,750	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るために適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことできるのは、下記の事項を全て満たす</p> <p>(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1 . 品確法第15条第1項に該当する以下のこと を満足する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること <p>2 . 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のこと を満足できる者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して 設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 <p>3 . 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協 議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保 有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務な どの倫理が確保された技術者を配置できる者で あること。</p> <p>4 . 県が発注する公共工事の発注関係事務の受 託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係 事務を公正に行うことができる条件を備えた者 であること</p>	第167条の2 第1項 第2号